

立正大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

立正大学

この行動規範は、公的研究費等を使用する上での本学の教職員としての行動の指針を明らかにするものである。

1. 本学の教職員は、公的研究費等の使用にあたって、関係する法令や規則、および学内の規約類を遵守する。
2. 本学の教職員は、公的研究費等が国民の税金を原資として支えられていることを認識し、常に社会に対しての説明責任を念頭において、公正かつ適正な使用に努める。
3. 本学の教職員は、公的研究費等の不正な使用を防止するために、学内の運営・管理体制を整備する。
4. 本学の教職員は、公的研究費等の適正かつ効率的な執行管理に努める。
5. 本学の教職員は、別に定める公的研究費等の使用に関する不正防止計画に基づき行動する。

平成 27 年 2 月 18 日 学長室会議決定

平成 27 年 6 月 22 日 学部長会議報告

以上